

## ○古物営業所等立入調査要綱の制定について

(平成15年8月22日岩生企第518号警察本部長)

[沿革] 平成26年3月岩生環第171号、令和3年3月第71号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

古物商等に対する監督の強化と不正品の流通防止を図るため、実効ある立入調査の実施を推進する必要があることから、別添「古物営業所等立入調査要綱」を制定し、平成15年9月1日から施行することとしたので、各警察署にあっては古物営業所等に対する積極的かつ適切な立入調査の実施に配慮されたい。

なお、本要綱の制定に伴い「古物営業法の一部改正に伴う身分証明書の交付要領について」(平成15年3月18日付け、岩生企第169号)は廃止する。

別添

古物営業所等立入調査要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、古物営業法第22条第1項の規定に基づく古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は同法第10条第1項の競り売りの場所(以下「営業所等」という。)に対する立入調査を適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(立入調査実施計画の策定)

第2 署長は、管内の許可件数、立入調査を実施する営業所等の見込み数、立入調査要員の人数等の実情を勘案し、立入調査実施計画を策定するとともに、同計画に基づいて立入調査を実施するものとする。

(立入調査実施者)

第3 立入調査実施者等は、次のとおりとする。

(1) 立入調査実施者の指名

立入調査は、警察職員のうち、生活安全部生活安全企画課長又は署長が指定する者が行うものとする。

(2) 立入調査実施者に対する教養

立入調査に従事する警察職員に対しては、あらかじめ立入調査の手続、立入調査に当たっての着眼点、法令違反を発見した場合の措置等について所要の教養を実施するものとする。

(立入調査の実施時期)

第4 立入調査は、第2により署長が策定した立入調査実施計画に基づき実施するほか、次のような場合において実施するものとする。

(1) 行政処分実施後において、その履行状況を確認する場合

(2) 報告要求に応じない場合

(3) 不正品を取り扱っている疑いのある場合

(4) 営業に関する苦情や違反の疑いがある場合

(5) その他必要と認める場合

(立入調査実施要領)

第5 立入調査実施者は、立入調査を実施するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 立入調査実施上の留意事項

ア 古物営業法施行規則第20条で定める身分を証明する証票(以下「身分証明書」という。)を携帯し、関係者に提示すること。

イ 営業者の正当な業務にできる限り支障を生じないようにし、営業者に無用な負担をかけないこと。

ウ 立入調査は、営業所等の管理者又はこれに代わるべき者の立会いを得て実施すること。

エ 立入調査は、法の施行に必要な限度で行い得るものであり、立入りの場所、検査の対象とする物

件並びに質問の相手方及び質問事項は、立入り目的以外に及ばないこと。

オ 立入調査を拒否されたときは、立入調査の趣旨を説明して相手方の理解を求めるとし、立入りを強行するなどして無用な紛議を起ささないこと。

カ 立入調査の結果、盗品等の不正品を発見したときには、速やかに生活安全課長又は刑事・生活安全課長（以下「生活安全課長」という。）に報告し指示を受けること。

(2) 立入調査票の活用

適切な立入調査を実施するため、立入調査を実施した場合には、「立入調査票」（様式第1号）を作成し、署長に速やかに報告するものとする。この場合において、作成した立入調査票は、必要に応じて一定期間これを保管するものとする。

(3) 法令違反発見時の措置

立入調査実施者は、立入調査を実施した結果、法令違反を発見したときは、署長又は生活安全課長の指揮を受け、現場において又は事後に必要な措置を執るものとする。

(管理)

第6 立入調査の実施にあたり、管理する立場の者は、次のとおり必要な措置を講ずるものとする。

(1) 法令違反に対する措置

署長は、立入調査の結果、法令違反があった旨の報告を受けたときは、速やかに、指導・警告、行政処分の上申又は検挙の措置を講じるものとする。

(2) 警察本部における管理

生活安全部長は、営業所等に対する立入調査の実施状況を掌握し、適切な立入調査の実施を図るとともに、法令違反に対する適正な措置を講じるものとする。

(身分証明書の交付等)

第7 古物営業法第22条第2項及び規則第20条に基づき身分証明書交付等の取扱いは次のとおりとする。

(1) 身分証明書の交付基準

- ア 生活安全課（係）に勤務する警察職員
- イ その他立入りの機会があると認める警察職員

(2) 身分証明書の交付要領

- ア 身分証明書の番号は、各警察職員の職員番号とする。
- イ 公安委員会印は、各警察署保管のものを使用する。
- ウ 異動により所属が変わった後、新所属においても交付基準に該当する場合は、既交付の身分証明書を継続して使用できる。

(3) 身分証明書の返納

- ア 異動等により身分証明書の交付基準に該当しなくなった場合は、身分証明書を返納しなければならない。
- イ 返納された身分証明書は、各警察署において確実に廃棄すること。

(4) 「身分証明書交付名簿」（様式第2号）の記載及び「身分証明書交付・返納報告書」（様式第3号）による報告

次の場合には、「身分証明書交付名簿」に記録し、「身分証明書交付・返納報告書」により生活安全企画課長を経由して本部長に報告すること。

- ア 新規に身分証明書を交付した場合
- イ 異動等により継続して使用させる場合
- ウ 異動等により返納された場合

(実施時期)

第8 この要綱は、平成15年9月1日から実施する。

## 立 入 調 査 票

様式第1号

(古物商・古物市場主)

実施年月日時	年 月 日( )午前・後 時 分～ 年 月 日( )午前・後 時 分		
許可年月日等	S・H・R . .	古物商・市場主	第 号
許可名義人	(法人・個人)		主たる古物
名 称	所在地	電話	
立入調査場所	<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 仮設店舗 <input type="checkbox"/> 保管場所 <input type="checkbox"/> 古物市場 <input type="checkbox"/> 競り売りの場所 (所在地： )		
調 査 区 分	適 用 条 文	調 査 事 項	調 査 結 果
古 物 商 ・ 古 物 市 場 主 の 共 通 事 項	営業の実態	法第6条第8条 <input type="radio"/> 営業の実態はあるか。(廃業・休業・移転)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	許可証の取扱い	法第5条第4項 <input type="radio"/> 許可証を保管しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ホームページ利用取引	法第5条第1項 第6号 <input type="radio"/> ホームページ利用取引の有無 <input type="radio"/> 届出をしているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	標識の掲示	法第12条 <input type="radio"/> 公衆の見やすい場所に標識を掲示しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	変更の届出	法第7条 <input type="radio"/> 変更の届出をしているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	管理者の選任	法第13条 <input type="radio"/> 管理者を選任しているか。(管理者 )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	帳簿等の備付け	法第16条 17条 18条 <input type="radio"/> 帳簿等を備え付けているか。 <input type="radio"/> 帳簿等を最終の記載日から3年間保存しているか。 <input type="radio"/> 電磁的方法による場合、直ちに書面に表示できるか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	帳簿等の記載等	法第16条 17条 <input type="radio"/> 帳簿等に記載漏れはないか。 【古物商・古物市場主の共通事項】 <input type="checkbox"/> 取引の年月日 <input type="checkbox"/> 古物の品目、数量 <input type="checkbox"/> 古物の特徴 【古物商のみ】 <input type="checkbox"/> 相手方の住所、氏名、職業及び年齢 <input type="checkbox"/> 身元確認の方法等 【古物市場主のみ】 <input type="checkbox"/> 取引の当事者の住所及び氏名 <input type="radio"/> 帳簿等に記載されていない古物を保管していないか。 (帳簿等記載内容と保管されている古物との照合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	営業の制限	法第14条 <input type="radio"/> 営業の制限について承知しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	品触れの保存等	法第19条 <input type="radio"/> 到達の日付を記載し、6か月間保存しているか。 <input type="radio"/> 届出をせず、品触相当品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
古 物 商	相手方の確認	法第15条 <input type="radio"/> 買取り等の際の相手方確認方法は適正であるか。  <input type="radio"/> 身分証明書の提示 <input type="radio"/> 相手方以外の者への問い合わせ <input type="radio"/> 署名文書の受領 <input type="radio"/> 非対面取引における確認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	不正品の申告	法第15条 <input type="radio"/> 申告せず、不正品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	許可証等の携帯	法第11条 <input type="radio"/> 許可証等の携帯義務を承知しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特 記 事 項			
実 施 者	課 階 級 ・ 職 氏 名 ( 警 電 )		



